

## USPTO、COVID-19 関連発明の優先審査試行プログラムを再々延長

2022 年 3 月 25 日  
JETRO NY 知的財産部  
石原、赤澤

USPTO は 3 月 25 日付の官報<sup>1</sup>で、COVID-19 関連発明の優先審査試行プログラム<sup>2</sup>の実施期間を 6 月 30 日まで延長することを発表した。

このプログラムは 2020 年 6 月に開始し、食品医薬品局（FDA）承認の対象となっている COVID-19 関連の製品やプロセスのクレームを含む特許出願であって中小企業によるものについて、追加費用なしで優先審査を請求できるものである。

2021 年 9 月<sup>3</sup>、2021 年 12 月<sup>4</sup>にそれぞれプログラムの延長が発表され、実施期間が 3 月 31 日までとなっていた。USPTO は、今後さらに延長するかどうかは 6 月 30 日までの間に評価するとしている。

2 月 7 日時点で 225 件の特許がこのプログラムを利用して発行されており、出願から発行までの平均係属期間は 298 日間、最短で 75 日間であった。3 月 24 日時点での申請件数は 922 件、申請の許可件数は 598 件である。

（以上）

---

<sup>1</sup> <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-03-25/pdf/2022-06294.pdf>

<sup>2</sup> <https://www.uspto.gov/initiatives/covid-19-prioritized-examination-pilot>

<sup>3</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_library/1/\\_Ipnews/us/2021/20210903\\_2.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnews/us/2021/20210903_2.pdf)

<sup>4</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_library/1/\\_Ipnews/us/2022/20220107.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnews/us/2022/20220107.pdf)